

○国立大学法人東京農工大学における合同企業研究会の出展に関する要項  
(令和5年9月27日教育・学生生活委員会承認)

(目的)

第1条 国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）のキャリア教育、就職支援等の充実に資することを目的として、合同企業研究会（以下「研究会」という。）を実施する。

2 この要項は、研究会に民間企業等が出展することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項における用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 民間企業等 民間企業、国、地方公共団体その他団体等をいう。

(2) 出展者 研究会に出展することを許可された民間企業等をいう。

(3) 審査者 出展の可否を審査する者であって、教学支援部学務課長をもって充てる。

(研究会実施の基準)

第3条 合同企業研究会は、本学の教育研究その他の事業を妨げない範囲で実施するものとする。

2 出展者は、研究会を経由して収集した本学及び本学学生の情報を第1条に定める目的以外に用いてはならない。

(研究会の出展料)

第4条 企業研究会の出展料（以下「出展料」という。）は、1回につき4万円とし、全額を一度に支払うものとする。

2 前項にかかわらず、「東京農工大学企業情報掲載WEBページ」へ掲載している出展者及び本学が必要と認めた出展者については、出展料の支払を免除することができる。

(研究会出展者の募集及び申込み)

第5条 研究会への出展者の募集は、原則として文書及びWEBページへの掲載等により適宜公募する。

2 研究会への出展を希望する者は、本学の定める期日までに、出展の申請を審査者に行うものとする。

3 研究会への出展の申請に必要な事項は、以下のとおりとする。

申請事項

1	必須	申請企業等名称
2	必須	担当者氏名

3	必須	連絡先
4	必須	出展希望地区
5	必須	出展希望日時
6	任意	意見・要望等
7	必須	請求書送付先（住所、部署、電話番号、メールアドレス）

（研究会出展の審査及び結果の通知）

第6条 審査者は、前条第2項の申請があった場合は、研究会への出展について審査し、を希望する者に結果を通知するものとする。

（出展料の納入）

第7条 出展料は、前納とし、出展者は、所定の期日までに、原則として本学が発行する請求書により出展料を納入するものとする。

2 納入された出展料は、返還しない。ただし、出展者の責に帰さない事由により、本学が出展させなかった場合は、出展料を返還することができるものとする。

（損害賠償請求）

第8条 出展者の責に帰すべき事由により、本学が被害を被った場合は、学長は出展者に対し損害賠償請求ができるものとする。

（協議）

第9条 この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本学と出展者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（事務）

第10条 研究会に関する事務は、教学支援部学務課において行う。

（雑則）

第11条 この要項に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和5年9月27日から施行する。